



平成 27 年 1 月 21 日

自 動 車 局

二輪自動車への ABS（アンチロックブレーキシステム）の装備義務付け等に係る
関係法令の改正について

自動車局では、交通事故死者数の削減のため、安全基準等の拡充・強化、先進安全自動車（ASV）の開発・実用化・普及の促進等により、車両の安全対策を推進しています。

今般、更なる交通事故死者数の削減に向け、「道路運送車両の保安基準」等の省令等を改正し、

- (1) 二輪車への先進制動システム（アンチロックブレーキシステム（ABS）／コンバインドブレーキシステム（CBS））の装備義務付け（新型車：平成30年10月1日以降、継続生産車：平成33年10月1日以降）
- (2) バス・トラックへの車線逸脱警報装置（LDWS）の装備義務付け（新型車：平成29年11月1日以降順次、継続生産車：平成31年11月1日以降順次）

を行います。

また、自動車の安全基準の拡充・強化を進めるとともに、自動車の安全確保に関する国際的な整合性を図るため、

- (3) 国連の「内部突起に係る協定規則（第21号）」の国内基準への導入（新型車：平成30年1月22日以降、継続生産車：平成32年1月22日以降）

を行います。

本省令等の改正は、明日公布・施行いたします。

（改正の詳細は別紙参照）

問い合わせ先：

自動車局 技術政策課 笠井、吉田

電話 03-5253-8111（内線 42255）、03-5253-8591（直通）

FAX 03-5253-1639

自動車局 審査・リコール課 野原

電話 03-5253-8111（内線 42313）、03-5253-8596（直通）

FAX 03-5253-1640